

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

大規模災害が発生した場合、市における建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、ライフラインの被災が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとする活動体制の強化及び広域応援体制の強化による活動体制の整備を図る必要がある。

第1 初動体制の整備

市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模災害が発生し、通信網の被災により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ災害の規模などに応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

市の「初動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------|-----------------|
| 1 初動配備体制の整備 | 危機管理課 |
| 2 防災活動拠点の整備 | 危機管理課、関係各課、総合支所 |
| 3 応援機関の受入体制の整備 | 危機管理課、関係各課 |

1 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災など勤務時間外に発生した大規模災害の場合、交通網及び通信網の途絶、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員参集の遅れなど、初動対応に支障が生じた。

そのため、市は、突然の大規模地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、「第3編 第1章 第1節 活動体制の確立」に従い、職員は動員連絡がなくても自主参集するとともに、震度5強以上の地震に対しては自動的に災害対策本部を立ち上げるものとする。

2 防災活動拠点の整備

(1) 防災活動拠点

防災活動拠点は、災害が発生した場合には、市民の避難場所、負傷者の救護所、救援要員の活動拠点場所、災害情報の伝達収集場所となる。また、平時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所となる。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通の利便性等）や想定される被害特性

(地域の孤立可能性等)を基に、市域全体から見て適切な配置となるよう、計画的に整備する。

市は、災害時における応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置付け、施設の更新、改修時等には必要な設備を配置する。

その他、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点施設及び設備を計画的に整備する。

■防災活動拠点

| 区分 | 内容 |
|----------|----------------------|
| 総合防災活動拠点 | 市役所本庁舎（代替施設は歴史文化伝承館） |
| 地域防災活動拠点 | 総合支所 |
| 避難拠点 | 市の指定避難所 |
| 備蓄拠点 | 防災倉庫 |
| 物資輸送拠点 | 飛行場外離着陸場 |

(2) 総合防災活動拠点の整備

総合防災活動拠点として市役所本庁舎を位置付け、災害に伴い非常体制を敷いた場合には災害対策本部を設置し、応急復旧活動を総合的に統括する中枢機能を有する拠点として、災害情報の伝達収集機能、物資の調達、集配機能等を総合的かつ複合的に有するよう整備を行う。市役所本庁舎が甚大な被害を受けた場合は、他の安全な場所（歴史文化伝承館、総合支所など）をもってこれに代えることとする。

(3) 地域防災活動拠点の整備

地域防災活動拠点は、総合支所を位置付け、各地区の被害状況や避難状況等の災害情報を統括するとともに、地域内の避難場所（避難所）の総合調整等を図るなど、地域の応急復旧対策の拠点とする。

このため、防災通信機器の整備、広報車、食料や資機材等の備蓄など、活動拠点として必要な整備を行う。

3 応援機関の受入体制の整備

市は、以下に示す応援受入に対する体制を整備する。

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■ 応援活動の種類と内容

| 種類 | 内容 |
|-----------------|------------------------------|
| 災害救助に関連する業務 | 消防、警察、自衛隊による輸送手段、交通路の提供及び確保等 |
| 医療応援に関連する業務 | 医療救護班、DMATによる支援、ヘリポートの提供等 |
| 被災生活の支援等に関連する業務 | 物資の応援、応急危険度判定、メンタルケア等 |
| 災害復旧・復興に関連する業務 | 被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助）等 |

■ 受入体制の整備

- ▶ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備
- ▶ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有化
- ▶ 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

市は、国及び県などの応援受入に際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■ 受入体制の整備

- ▶ 情報伝達ルート多重化及び情報共有のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ▶ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- ▶ 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

市は、公共的団体（「第1編 第2節 第28 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」参照）の防災に関する組織の充実を図るための支援及び指導等を通して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

そのため、活動区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、応急対策等に対し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- ▶ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- ▶ 災害時における広報等に協力すること。
- ▶ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ▶ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- ▶ 被災者の救助業務に協力すること。
- ▶ 炊出し及び救助物資の調達、配分、配給に協力すること。
- ▶ 被害状況の調査に協力すること。

第2 防災協定の充実

市の「防災協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|---------------------|------------|
| 1 自治体との相互応援協定の充実 | 危機管理課、関係各課 |
| 2 民間事業者・団体との応援協定の充実 | 危機管理課、関係各課 |

1 自治体との相互応援協定の充実

大規模災害時には、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村若しくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

☞【資料6. 1】『秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定』参照

☞【資料6. 2】『秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定』参照

☞【資料6. 3】『荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定』参照

2 民間事業者・団体との応援協定の充実

大規模災害時には、市職員だけで、救出・救助、食料・生活物資の供給及び輸送等の救援活動を実施することは困難であるため、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速・的確な救援活動体制を図る。

なお、市が民間事業者・団体等と締結している協定及び覚書については、資料編を参照のこと。

☞【資料6. 9】『災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）』参照

☞【資料6. 10】『災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）』参照

第3 職員の防災力の向上

市は、災害時においても職員が適切な判断力を持ち、責任を持って自発的に行動できるよう、防災教育を実施する。

市の「職員の防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------------|------------|
| 1 職員の防災教育 | 危機管理課、各課共通 |
| 2 職員の家庭における安全対策の徹底 | 各課共通 |
| 3 防災活動マニュアルの整備 | 危機管理課、各課共通 |
| 4 防災機器操作の習熟 | 危機管理課、関係各課 |

1 職員の防災教育

(1) 職場研修

市は、以下の項目について研修会等を通じて防災教育を行う。

特に、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的の実技修得演習を実施するとともに、※印の事項については、年度当初に所属職員に対し十分に周知し、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

- ▶ 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- ▶ 秩父市地域防災計画の内容と市が実施している防災対策
- ▶ 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識（※）
- ▶ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）（※）
- ▶ 埼玉県地震被害想定調査の内容
- ▶ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- ▶ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ▶ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

(2) その他の研修、講習会

市は、必要に応じて学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を参加させる。

2 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策を以下に示す。

- 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡方法を話合う。
- 「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法を確認する。
- 備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。
- 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。
- 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する。

3 防災活動マニュアルの整備

市は、各種防災活動マニュアルを作成し、各種セミナー・講習会を通して、市職員の防災力の向上を図る。

また、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等に応じて、必要があると認められる場合は修正する。

（1）危機管理防災ハンドブック

市は、個々の職員が、発災に際して迅速に応急対策活動を実施できるよう職員がとるべき行動を記載した危機管理防災ハンドブックを作成・配布し、発災時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等の周知を図る。

■危機管理防災ハンドブックの構成

- 自主参集
- 職員の初動体制
- 危機情報の収集・連絡
- 危機情報の連絡系統
- 危機情報のチェックリスト

（2）班別活動マニュアル

市（各課）は、災害対策本部の各部各班ごとに担当する各種応急対策活動を迅速に実施できるよう、各専門活動マニュアルを作成しておく。

4 防災機器操作の習熟

市は、防災情報の収集機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2節 緊急対応活動のための準備

大規模災害の発災時には迅速な情報の収集・伝達、消防活動、救出救助・救急活動、医療救護活動及び避難活動など、人命を守るための緊急対応活動を最優先で実施することが重要である。

そのため、市及び防災関係機関は、日頃から緊急対応活動を迅速に実施できるように準備に努めるものとする。

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

市の「災害情報の収集・伝達体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------|----------------------|
| 1 災害情報連絡体制の整備 | 危機管理課、情報政策課、関係各課 |
| 2 被害情報の早期収集体制の整備 | 危機管理課、秘書課、広報広聴課、関係各課 |
| 3 通信施設の整備 | 危機管理課、情報政策課、関係各課 |

1 災害情報連絡体制の整備

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

■防災拠点の機能強化

広大な市域の被災状況を迅速に把握するため、各防災拠点が情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、市の的確な意思決定を行う上で極めて重要である。このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

■防災機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

■市の主な通信手段

| 主な通信手段 | | 主な通信区間 |
|--------|-------------------|--------------------------------------|
| 有線 | 一般加入電話 | 災害対策本部・防災関係機関との連絡 災害対策本部から市民等への広報 |
| | 災害時優先電話 | |
| | LGWAN回線、インターネット回線 | |
| 無線 | 地域衛星通信ネットワーク | 災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等 |
| | 県防災行政無線 | 災害対策本部 ～ 県・近隣市町村・防災関係機関 |
| | 市防災行政無線(同報系) | 災害対策本部 から市民等への広報 |
| | 市防災行政無線(移動系) | 災害対策本部 ～ 防災拠点 |

(2) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、LGWAN、インターネット、県防災行政無線、市防災行政無線、電話及びファクシミリを連絡手段として実施する体制の整備を図る。

通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えてちちぶ安心・安全メール等の通信手段の活用を図る。

通信各キャリアと連携し、ライフライン遮断時でも一定期間稼働可能な基地局の整備に努める。

(4) 報道機関との連携

地震災害時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。

そのため、市は、地震災害時における放送について各報道機関と協定を締結するなど、報道機関との連携に努める。

2 被害情報の早期収集体制の整備

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

■情報収集システム（案）

- 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- 既存の災害情報システム（テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- 市防災行政無線システム
- アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- かけつけ通報等
- GIS を利用した市民からの情報収集システム
- フェイスブック等の SNS を利用した情報収集

（2）自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。このため、各地区で構成される自主防災組織について、市を含めて横断的な情報交換を行うとともに、消防署・消防団との有事の際の連携を目指した訓練・講習会の実施などによって、機能的な防災体制の構築に努める。

（3）アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者、バス事業者等との協力体制を整備する。

3 通信施設の整備

（1）災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定について NTT と協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

☞【資料 1. 4】『災害時優先電話一覧』参照

（2）特設公衆電話の優先設置についての協議

市は、一般加入電話の輻輳等により、災害対策本部の情報連絡活動に支障を生じたときには、特設公衆電話等の優先的設置が可能となるよう NTT と協定を締結している。

（3）防災行政無線の整備・強化

市は、同報系及び移動系の防災行政無線の更新計画を作成し、デジタル化を推進するとともに、避難所等に防災行政無線の相互通信機能を確保し、災害時の情報収集等に役立てる。また、戸別受信機の整備を進めるとともに、市ホームページに防災行政無線の緊急放送の内容を掲載するなど防災行政無線情報を住民等が確実に把握できるようにする。

（4）インターネットを活用した情報共有

市は、防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備など、インターネットを活用した情報共有コンテンツを整備する。

（5）ちちぶ安心・安全メールの整備

市は、平成 25 年 8 月 1 日から横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町と「ちちぶ安心・安全メール」の運用を行っているが、防災情報等を迅速かつ正確に住民へ情報提供するため新

たなメール配信システムの整備を進める。

■配信する情報

| 情報区分 | 情報内容 |
|----------|---|
| 緊急情報 | 避難情報、災害対策本部情報 など |
| 防災行政無線情報 | 防災行政無線の放送内容 |
| 火災情報 | 秩父消防本部管内の火災情報（秩父消防本部から自動転送します。） |
| 土砂災害警戒情報 | 台風や大雨により土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災気象情報 など |

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

J-ALERT とは、全国瞬時警報システムの略称で、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムであり、市においても導入、運用している。

市では、平成30年度に旧4市町村の防災行政無線の統合、デジタル化を行い、J-ALERTの運用を連動させた。

(7) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の運用

緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））とは、内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムであり、市においても導入、運用している。

(8) 各種通信設備の使用マニュアルの作成

災害時において、各種通信設備（特に防災行政無線）を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

(9) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

■通信施設の安全対策

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 非常用電源の確保 | 停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源、移動可能なソーラーパネル等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。 |
| 転倒防止対策 | 災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。 |
| 浸水防止対策 | 多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。 |
| 通信機能の冗長化 | 災害に通信回線の切断等によって、通信機能が損なわれないよう、2系統の回線及び機器等による冗長化の整備に努める。 |

第2 消防活動体制の整備

市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|---------------|------------|
| 1 消防力・消防水利の強化 | 消防本部、危機管理課 |
| 2 初期消火体制等の強化 | 消防本部、危機管理課 |
| 3 消防救急無線の強化 | 消防本部 |

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。

また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

（1）消防体制の充実

ア 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

消防本部及び市は、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

イ 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市及び消防本部は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成に努める。

ウ 消防施設・車両・資機材の整備

消防署は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。また、市及び消防団は、必要な消防車両・消防資機材を整備し、消防団拠点施設の耐震化（補強）や建替えに努める。

（2）消防水利及び進入路の確保

ア 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の確保をより一層推進していく。

イ 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

ウ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」（平成19年7月1日）を締結している。また、太田部地域においては、多野藤岡広域との救急応援協定（太田部地区）を結んでいる。

消防本部及び市は、他の消防機関の応援受入のための体制を整備しておくものとする。

☞【資料6.4】『埼玉県下消防応援協定』参照

☞【資料6.5】『埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書』参照

☞【資料6.6】『消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町）』参照

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動にあたっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防本部及び市は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。

そのため、消防本部は、消防団及び自主防災組織を中心に、婦人防火クラブや近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 市民防火組織の整備

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行っていく。

なお、これらの活動内容は、次のとおりである。

| 組織名 | 活動内容 |
|---------|-------------------------|
| 幼年消防クラブ | 知識の習得、啓発活動 |
| 少年消防クラブ | 知識の習得、啓発活動 |
| 婦人防火クラブ | 啓発活動、初期消火・避難誘導・救護等の防災活動 |

(3) 事業所の初期消火力の強化

消防本部は、市内の事業所に対して、災害発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

ア 施設内の防災組織の育成

市は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

市は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には一般市民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

ウ 事業所内の防災組織の育成

市は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(4) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

このため、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

■関係機関の協力体制の確立

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団及び町会➤ 農林商工関係団体➤ P T A、女性団体及びその他の市民団体➤ その他の公共的団体 |
|--|

3 消防救急無線の強化

法改正により、平成28年5月31日までに消防救急無線をデジタル化することが義務付けられたが、消防本部の消防救急無線はデジタル化が完了しており、今後も計画的に更新整備に努める。

第3 救出救助、救急体制の整備

市の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------|-----------|
| 1 活動体制の整備 | 消防本部 |
| 2 救出用資機材の整備 | 消防本部、関係各課 |
| 3 応急手当法の普及啓発 | 消防本部 |
| 4 トリアージの習熟 | 消防本部 |

1 活動体制の整備

大規模かつ多様化する救助、救急需要に対応するため、救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種訓練を実施し、救助及び救急体制の強化を図る。

2 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救助工作車、高規格救急車及び救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については市内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

3 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そのため、消防本部は、市内在住又は在勤者を対象に普通救命講習会や応急手当講習会を開催し、できるだけ多くの住民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4 トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から秩父郡市医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料3. 9】『トリアージタッグ』参照

第4 医療救護体制の整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者1人、負傷者20人の発生が予想されており、市はこれら負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

市の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-------------------|------------------------------------|
| 1 防災医療システムの整備 | 保健医療部 |
| 2 初動医療体制の整備 | 保健医療部、市立病院 |
| 3 後方医療体制の整備 | 保健医療部、市立病院 |
| 4 要配慮者に対する医療対策 | 地域医療対策課、障がい者福祉課、高齢者介護課、保健センター、総合支所 |
| 5 医療救護資器材及び医薬品の確保 | 保健医療部、市立病院 |

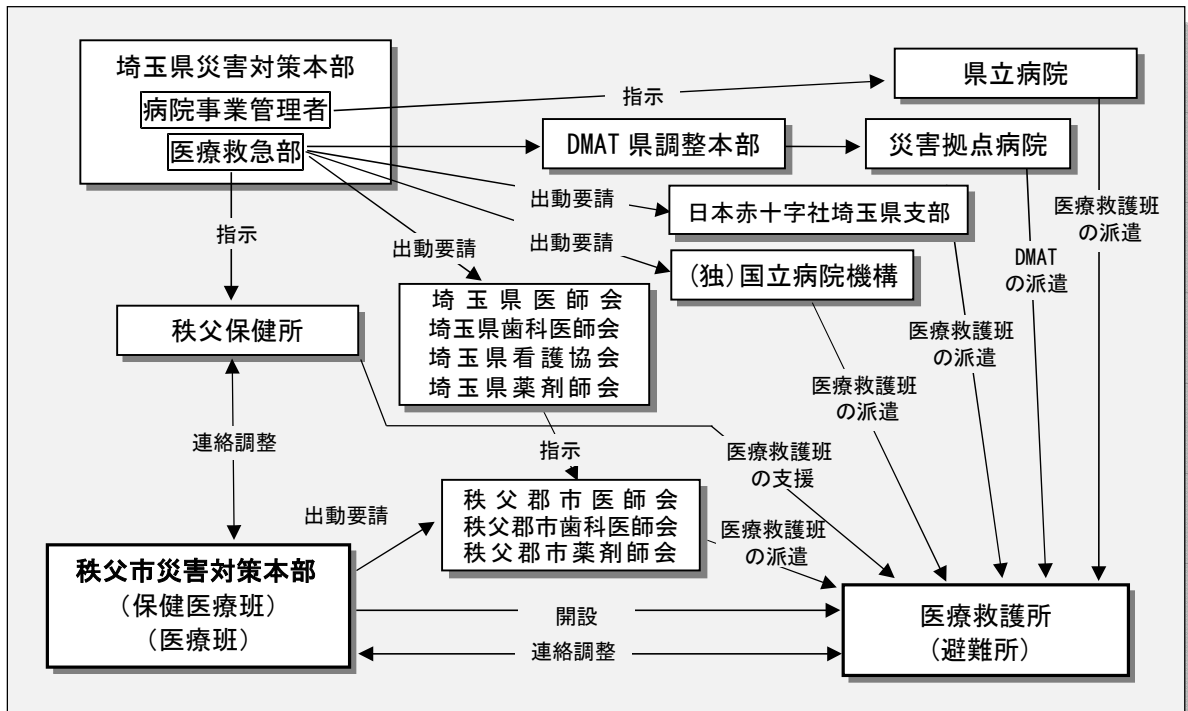
1 防災医療システムの整備

大規模災害時における市災害対策本部、医療救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

市は、大規模災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より秩父保健所、避難所（医療救護所）及び秩父郡市医師会等の防災関係機関との間で情報ネットワークの構築に努める。

■医療（助産）活動組織図



参考)「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月、埼玉県防災会議)

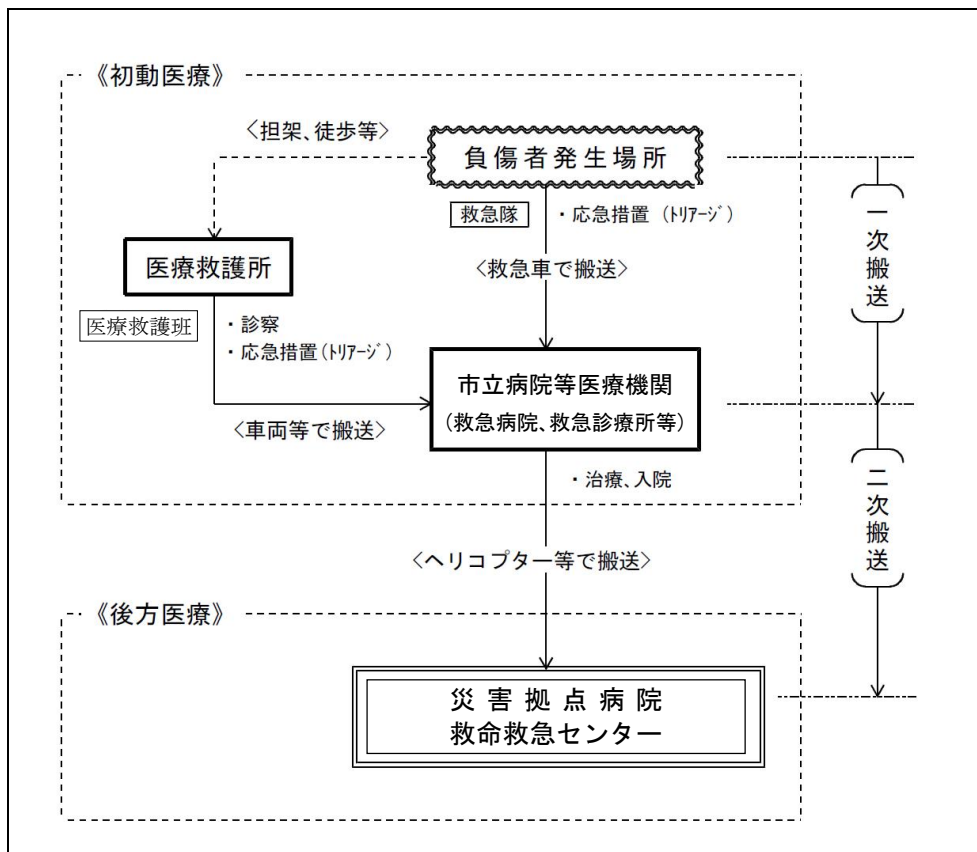
(2) 通信機器の整備

大規模災害時に、医療情報を医療救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

■負傷者搬送体制の流れ



《参考》

◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

☞【資料3. 5】『秩父郡市医師会災害医療対策機関編成』参照

☞【資料3. 6】『救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）』参照

☞【資料3. 7】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

☞【資料3. 8】『救命救急センター（埼玉県）』参照

3 後方医療体制の整備

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 飛行場場外離着陸場の設置

大規模災害時には、道路が寸断される危険性或道路渋滞の危険性が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

(1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) 在宅医療機器依存度の高い在宅療養者対策

在宅人工呼吸器や重度在宅酸素の療養者は、停電がすぐに生命の危険に係ることから、当該者の把握及び、風雨・雪害等に伴う停電時の安否確認や救助等において優先的対応を図る。

(5) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう・直腸障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようラ

ンニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

(6) 寝たきり高齢者への対応

被災による長期の避難生活を原因として、介護状態の悪化が容易に起こりうるため、状態の見守り、介護の補助等が行えるよう巡回・協力体制の整備を図る。

《参考》

◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であり、災害に対処するにあたって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

5 医療救護資器材及び医薬品の確保

(1) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害と現状の医療関連機関におけるストック状況との比較から、大規模災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

なお、品目は、災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分け、備蓄場所は、秩父市立病院及び防災倉庫とする。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄

市は、(1)の計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(3) 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

市は、(1)の計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬

品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託協定」を締結するとともに、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

《参考》

- ◆ 「ランニング備蓄」とは
卸売業者が流通過程で保管している物資を
活用する備蓄方法のこと。

第5 避難活動体制の整備

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難活動体制を整備する。そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 避難所等の指定 | 危機管理課、総合支所、教育委員会、関係各課 |
| 2 避難所の安全確保 | 危機管理課、総合支所、教育委員会、関係各課 |
| 3 指定福祉避難所の設置 | 福祉部、危機管理課 |
| 4 避難誘導體制の整備 | 危機管理課、福祉部、総合支所、関係各課 |
| 5 避難所の管理運営体制の整備 | 危機管理課、建築住宅課、福祉部、総合支所、教育委員会、関係各課 |
| 6 広域避難者の受入体制の整備 | 危機管理課、管財課、市民スポーツ課、福祉部、総合支所、教育委員会、関係各課 |
| 7 広域避難協力応援協定の確立 | 危機管理課、総合支所 |

1 避難所等の指定

市は、災対法に定める指定避難所及び指定緊急避難場所の指定について、以下に定める。

(1) 指定避難所の指定（災対法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

なお、市の指定避難所は、次項に示す指定緊急避難場所を兼ねることができる。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

■指定避難所の指定基準

- 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- 環境衛生上、問題のないこと。

(2) 指定緊急避難場所の指定（災対法第49条の4）

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

■指定緊急避難場所として対象となる災害

| 災害種区分 | 市への 該当の有無 | 備考 |
|------------------|--------------|--|
| 洪水 | ○ | 市内を流れる荒川は浸水想定区域外にあるが、埼玉県が独自に作成した水害リスク情報図には浸水が想定される区域がある。 |
| 崖崩れ、土石流 及び地滑り | ○ | 市内には多くの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。 |
| 高潮 | × | 市は、高潮による影響を受けない。 |
| 地震 | ○ | 「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市域で最大約200人の避難者が発生すると予測されている。 |
| 津波 | × | 市は、津波による影響を受けない。 |
| 大規模な火事 | ○ | 市域の87%を森林が占めており、山林火災による大規模火災のおそれがある。また、過去、旧吉田町において大火災が発生した。（※「広域避難場所」について） |
| 内水氾濫 | ○ | 市内で内水氾濫が発生し、住民の安全を確保する必要が発生した場合の避難施設を指定する。 |
| 火山現象 | × | 市は、火山噴火による避難事象は発生しない。 |

■指定緊急避難場所の指定基準

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①、②の条件を満たすこと。
 地震を対象とする避難場所については、次の①～④の全ての条件を満たすこと。

① 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること。
 ② 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること。
 ③ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 ④ 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

☞【資料3.1】『自主避難所一覧』参照

☞【資料3.2】『指定一般避難所一覧』参照

☞【資料3.3】『指定緊急避難場所一覧』参照

※「広域避難場所」について

大規模な火事に対する指定緊急避難場所は、これまで広域避難場所として指定されている。広域避難場所の指定要件は、以下のとおりである。

■広域避難場所の指定要件

- 広域避難場所は面積10ha以上（10ha未満の公共空地で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって10ha以上となるものを含む。）とする。
- 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 広域避難場所は、純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

（3）避難所等の周知

市は、広報紙、防災マップ（各種ハザードマップ）等により、市民に対し避難所等の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所等の周知に努める。

（4）市民による空き地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めするために集合する場所で、公園などの広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

■把握する空地の目安

- 高齢者や子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 市民によく知られた、地域に密着した場所であること。

2 避難所の安全確保

（1）施設管理者との協議

用地・施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう、平常時から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

（2）有線通信の確保

市は、災害時の避難所における特設公衆電話回線の確保について、東日本電信電話株式会社埼玉事業部と覚書を交わしており、今後も必要に応じて増強していく体制を整備する。

（3）郵便物の集配業務の確保

市は、郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災住民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便

局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

(4) 避難所の耐震性の向上

市では公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成26年度に耐震化が完了している。防災上重要度の高い施設については、今後も、情報通信設備等の整備や耐震性の確保に努める。

3 指定福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者などの要配慮者が直接に避難できる施設として指定福祉避難所の設置促進を図るとともに、施設ごとに受入対象者の調整等を行う。

今後、指定福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受入体制及び移送体制、医療・介護への対応等について事前の体制整備に努める。

☞【資料3.4】『指定福祉避難所一覧』参照

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制の確立

市は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

(4) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別避難計画を作成する。

(5) 避難確保計画の策定

市は、土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設について、本計画にその名称及び所在地が定められた施設の要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難確保計画の策定を支援する。

☞【資料3.11】『要配慮者利用施設一覧』参照

5 避難所の管理運営体制の整備

(1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、内閣府）を作成し、県においても「避難所の運営に関する指針」が作成されている。

市は、これら指針を参考に作成した避難所運営マニュアルを用いて、関係各課、施設管理者及び自主防災組織に運営方法の習熟を図る。

マニュアル作成及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

■マニュアル作成に際しての留意事項

- 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- 被災者自らが、お互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

(2) 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所開設の手順及び運営や機器等の操作について、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

(3) 避難所機能の充実

市は、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、衛生機能（仮設トイレやマンホールトイレ等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽等により、生活用水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。

6 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、県と市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

なお、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅についても、迅速な提供体制を検討・構築する。

■臨時避難所に係る留意事項

- 臨時避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容でき

る施設を優先する。

- ・耐震・耐火構造のもの
- 臨時避難所として選定された施設の管理者は必要な時に迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持管理に努めるものとする。

7 広域避難協力応援協定の確立

市は、緊急避難に備え、他県において避難者を受け入れてもらえるよう相互応援協定を結び、迅速な救急体制を図る。

第6 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

市の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 緊急輸送道路の指定 | 道路管理課、建築住宅課、秘書課 広報広聴課、危機管理課、総合支所 |
| 2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実 | 道路管理課、道路維持課、道づくり課、 総合支所 |
| 3 通行止め標識等の備え | 道路維持課、道路管理課、総合支所 |

1 緊急輸送道路の指定

(1) 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を緊急輸送道路として指定する。

■緊急輸送道路の指定要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内で幹線道路になっている道路 ▶ 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・総合支所 ・防災関係機関 ・避難所、避難場所 ・備蓄倉庫 ・臨時ヘリポート ・病院 ・輸送の拠点となる施設（救援物資の集配拠点）など |
|---|

(2) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している緊急輸送道路のうち市域を通る緊急輸送道路を以下に示す。

■県指定の緊急輸送道路（市域関連）

| 区分 | 基準 | 該当道路（区間） |
|-----------------|---|--|
| 第一次特定 緊急輸送道路 | 消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする | 国道140号(皆野町皆野(大塚交差点)～雁坂トンネル(山梨県境)) 国道299号(横瀬(299号との交差点)～小鹿野町飯田(黒海土バypass前交差点)) |
| 第一次 緊急輸送道路 | 地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線 | — |
| 第二次 緊急輸送道路 | 地域内の防災拠点などを連絡する路線 | 小鹿野影森停車場線 (秩父市下影森(秩父県土整備事務所前交差点)～秩父市久那(巴川橋交差点)) (秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点)～小鹿野町長留) 秩父荒川線 (秩父市久那(巴川橋交差点)～秩父市久那(ミュージックパーク入口交差点)) |

| 区分 | 基準 | 該当道路（区間） |
|----|----|---|
| | | 秩父上名栗線 （秩父市日野田町（押堀橋交差点） ～（秩父市本町（299号との交差点）） 皆野両神荒川線 （秩父市下吉田（吉田総合支所入口交差点） ～（秩父市荒川贅川（140号との交差点）） |

（参考）「埼玉県地域防災計画 資料編」平成26年3月、埼玉県防災会議

（3）緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促し、地震による倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

（4）市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の緊急啓開・復旧体制の充実

（1）応急復旧時の活動体制の整備

市は、緊急輸送道路の緊急啓開・復旧を迅速に行うため埼玉県建設業協会秩父支部と協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【資料6.9】『災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）』参照

（2）道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を整えるため、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

（3）応急復旧用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

市の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|---------------|----------------|
| 1 輸送車両の増強 | 管財課、関係各課 |
| 2 調達体制の整備 | 危機管理課、管財課、関係各課 |
| 3 緊急通行車両の事前届出 | 管財課、関係各課 |
| 4 その他の輸送手段の確保 | 危機管理課、関係各課 |

1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、輸送車両の増強について更なる協定の締結を含め、民間の力を借りる検討を進める。

2 調達体制の整備

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

市は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進めるとともに、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等の民間業者との間で協力協定の締結を進める。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災対法第76条第1項）。そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出に努める。

☞【様式1】『緊急通行車両関係様式』参照

4 その他の輸送手段の確保

市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷

病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、臨時ヘリポートをあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

⇒【資料5. 1】『飛行場場外離着陸場一覧』参照

⇒【資料6. 8】『埼玉県防災ヘリコプター応援協定』参照

第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

市では、毎日約9,900人の市民が他市区町村に通勤・通学（県外へは約1,200人）しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想されるほか、市には市外から毎日約7,200人が通勤・通学しており、これらの人たちも交通機関の停止や道路の損壊により市内で帰宅困難となることが予想される。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）によると、市の帰宅困難者が最も多いと想定されている関東平野北西縁断層帯地震の場合、平日で4,687人、休日で7,376人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

また、市外への通勤・通学者については、立川断層帯地震が発生した場合に、西武鉄道への影響が最も大きいと考えられ、本市へもどれず西武沿線で帰宅困難となる通勤・通学者数は、約1,500人（国勢調査「市からの就業・通学者数」p1-31参照）と予想される。

そのため、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

市、県、事業者及び市民の主な役割を以下に示す。

| 区分 | 役割 |
|-----------------------|--|
| 市 | <地域での対策の検討、実施> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ➤ 駅周辺の混乱の防止 ➤ 市有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ➤ 市有以外の施設における一時滞在施設の確保 など |
| 県 | <広域的な対策の検討、実施> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 九都県市等の広域的取組の推進 ➤ 県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ➤ 事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ➤ 代替輸送手段の確保 ➤ 災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・帰宅支援道路の指定 など <学校における対策の推進・促進> |
| 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等 | <自助を基本とした取組> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ➤ 訪問者、利用者等に対する安全の確保 ➤ 訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ➤ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ➤ 路上等にいる帰宅困難者の受入努力 など |

| 区分 | 役割 |
|----|--|
| 市民 | <自助を基本とした取組> ▶ 外出時の発災に備えた準備 ▶ 普段からの災害に備えた家族会議の推進（連絡体制の確保や安否確認手段の確立） ▶ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ▶ 帰宅困難者に対する支援努力 |

なお、市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署等 |
|------------------|---------------------------------|
| 1 帰宅困難者対策の普及啓発 | 危機管理課、関係各課、関係事業者 |
| 2 一時滞在施設の確保 | 危機管理課、観光課、施設管理者、鉄道事業者 |
| 3 企業等における対策 | 危機管理課、産業支援課、先端技術推進課、鉄道事業者、関係事業者 |
| 4 学校等における対策 | 教育委員会 |
| 5 帰宅支援施設の充実 | 危機管理課、関係各課 |
| 6 訓練の実施 | 危機管理課、関係各課、鉄道事業者、関係事業者 |
| 7 市外への通勤・通学者への対策 | 危機管理課 |

1 帰宅困難者対策の普及啓発

（1）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（2）企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の安全化 ▶ 災害時のマニュアルの作成 ▶ 飲料水、食料の確保 ▶ 情報の入手手段の確保 ▶ 従業員等との安否確認手段の確保 ▶ 災害時の水、食料や情報の提供 ▶ 仮泊場所等の確保 |
|--|

2 一時滞在施設の確保

市、県、鉄道事業者は、災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生

した場合は想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 学校等における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの整備を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。

このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。

6 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

また、訓練を通して市民への啓発のほか、隣接している東京都や県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

7 市外への通勤・通学者への対策

市は、大規模地震発生時に帰宅困難者となることが想定される、市外への通勤・通学者に対して、以下の対策を推進することにより安全の確保を図る。

- ▶ 鉄道の運行状況をちちぶ安心・安全メールで流すように努める。
- ▶ 災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及啓発に努める。
- ▶ 勤務先で想定される災害や避難方法について、日頃から確認しておくよう周知する。

第9 業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定する。

市の「業務継続体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------|------------|
| 1 業務継続計画（BCP）の策定 | 危機管理課、各課共通 |
| 2 業務継続に必要な文書等の保存 | 各課共通 |

1 業務継続計画（BCP）の策定

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

- ▶ 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ▶ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ▶ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ▶ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ▶ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ▶ 指揮命令システムの維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

危機管理課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改訂等の継続的な管理を行う。

2 業務継続に必要な文書等の保存

市は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実に行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第3節 生活維持活動のための準備

市は、災害時に被災住民の生活を維持するため、日頃から食料等の備蓄、廃棄物の収集・処理体制の整備、防疫・保健衛生体制の整備、住宅対策の体制整備等を推進する。

第1 広報活動体制の整備

市の「広報活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------------------|-----------------|
| 1 防災行政無線の使用の習熟 | 危機管理課、総合支所、消防本部 |
| 2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成 | 危機管理課 |
| 3 災害時広報紙の予定稿の作成 | 危機管理課、秘書課、広報広聴課 |
| 4 報道機関への広報体制の整備 | 危機管理課、秘書課、広報広聴課 |
| 5 避難所における広報体制の整備 | 秘書課、広報広聴課、関係各課 |

1 防災行政無線の使用の習熟

災害時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、危機管理課、総合支所及び消防本部は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう、平常時から個別訓練等により習熟しておく。

2 住民への注意の呼びかけマニュアルの作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。

そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるようあらかじめ住民への注意の呼びかけマニュアルを作成しておく。

3 災害時広報紙の予定稿の作成

災害時においては、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。そのため、平常時から災害担当課と連絡を密にし、災害時には広報を速やかに行うようにする。

4 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し役場内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。そのため、平常時から災害担当課と連絡を密にし、災害時には報道機関への取材対応や報道発表が速やかに行えるように、報道機関との関わり方等について検討する。

5 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、市ホームページやちちぶ安心・安全メール、公式フェイスブックを用いて、避難所住民等に市からの広報情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要なことであるが、震災時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想される。そのため、秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制を整備する。

市の「給水体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------|---------------------|
| 1 行政備蓄の推進 | 危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局 |
| 2 個人備蓄の徹底 | 危機管理課 |
| 3 井戸の活用 | 危機管理課 |

1 行政備蓄の推進

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

(2) 目標給水量

給水量は、災害発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

なお、県地震被害想定調査による「関東平野北西縁断層帯地震」による最大断水人口は、約700人と想定されている。

目標とする飲料水の一当たりの給水量を以下に示す。

■一日当たりの給水目標

| 災害発生からの期間 | 目標水量 | 水量の根拠 | 主な給水方法 |
|-----------|-----------|-------------------------------|----------------|
| 災害発生から3日 | 3 l/人・日 | 生命維持に最小必要な水量 | タンク車 |
| 災害発生から10日 | 20 l/人・日 | 炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量 | 配水幹線付近の仮設給水栓 |
| 災害発生から21日 | 100 l/人・日 | 通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量 | 配水支線上の仮設給水栓 |
| 災害発生から28日 | 250 l/人・日 | ほぼ通常の生活に必要な水量 | 仮配管からの各戸給水、共用栓 |

出典)「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月、埼玉県防災会議)

(3) 飲料水の確保

ア 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

イ 応急給水資機材の備蓄

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

■ 応急給水資機材の備蓄

| | |
|------|---------------------------|
| 品目 | ・給水タンク ・ポリ袋 ・その他 |
| 備蓄場所 | ・歴史文化伝承館 ・浄水場 ・防災倉庫 |

ウ 応急給水資機材の調達体制の整備

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

エ 耐震性貯水槽の整備

市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行うよう努める。

オ 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備するよう努める。

☞【資料4. 2】『応急給水用資器材』参照

☞【資料4. 3】『給水車等保有状況』参照

(4) 災害時の飲料水確保に関する協定

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合の必要な資機材の調達や市民への飲料水を確保するための協定を締結しているが、引き続き関係事業者との協定を締結し、万全を期していくものとする。

☞【資料6. 10】『災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）』参照

☞【資料1. 3】『秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者』参照

2 個人備蓄の徹底

各家庭において、日頃から地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

なお、備蓄量の目標は、3日分とする。

3 井戸の活用

市民が所有する井戸で、震災時に開放できるものを、自主防災組織などの単位で利用できるように災害用井戸として指定し、住民の生活用水の確保を図る。

また、市内の事業所が所有する井戸について、震災時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。なお、食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していくものとする。

市の「食料・生活関連物資供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------|------------|
| 1 食料供給体制の整備 | 危機管理課、総合支所 |
| 2 生活必需品供給体制の整備 | 危機管理課、総合支所 |
| 3 防災用資機材の備蓄 | 危機管理課、関係各課 |
| 4 石油類燃料の調達・確保 | 危機管理課 |

1 食料供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。そのため、平常時から、流通がある程度回復するまでの間の食料供給については、市の備蓄及び関係業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 食料の備蓄

ア 市の備蓄計画

市は、「秩父市備蓄計画」（平成25年3月）に基づき、市全体人口の1割を目標に備蓄することを基本としており、平成27年現在、市に最も大きな地震被害を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対応可能な食料備蓄については、十分に達成している。また、市民の備蓄は、最低3日間分（推奨1週間）を目標とし、周知徹底する。

■食料の備蓄目標（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

| 区分 | 備蓄内訳 | 合計 |
|---------|---------------------|--------|
| 避難者 | 200人×1.5日×3食＝900食 | 2,700食 |
| 災害救助従事者 | 200人×3.0日×3食＝1,800食 | |

☞【資料4.1】『防災倉庫及び防災備蓄品』参照

■備蓄の留意点

- 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。
- 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

イ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に、備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

(3) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

(4) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる市内6施設の学校給食調理場を活用し、栄養教諭、学校栄養職員及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

2 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。

そのため、流通がある程度回復するまでの間の生活必需品の供給については、市の備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に供給できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、関係業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。それでも不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

■生活必需品の例

| | | | | |
|----------------------|------------------|-------|---------|------|
| ・寝具（毛布等） | ・衣料品（下着、作業着、タオル） | ・日用雑貨 | ・食器 | ・ラジオ |
| ・炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ） | ・光熱材料 | ・灯油 | ・車両用燃料等 | |

(2) 災害時民間協力体制の整備

ア 生活必需品の調達体制の整備

市は、生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、協力を得る

とともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

イ 生活必需品の輸送体制の整備

市は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、また、避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

3 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。防災用資機材は、迅速に活用できるように分散配置されることが望ましい。このため、市は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

備蓄の数量については、「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)による人的被害、建物被害及び避難者数などを考慮して設定する。

また、防災資機材等の備蓄計画に基づき、更新及びメンテナンスを行う。

■備蓄品目(例)

- | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|----------|--------|
| ・浄水装置 | ・発電機 | ・非常用飲料水袋 | ・投光機 |
| ・LEDライト | ・ブルーシート | ・簡易トイレ | ・仮設トイレ |
| ・マンホールトイレ | ・移送用具(リヤカー、担架等) | | |
| ・救助用資機材(パール、ジャッキ、のこぎりなど) | | | |
| ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材(土嚢袋など) | | | |

4 石油類燃料の調達・確保

市は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達について、また災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう関係事業者と災害時優先供給に関する協定の締結を推進し、これらの物資の緊急時における調達に努める。

第4 遺体の処理、埋・火葬の体制整備

市は、大規模災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えてあらかじめ関係業者との協定を締結する等の事前対策を進める。

市の「遺体の処理、埋・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------------|----------------|
| 1 民間事業者との協定締結 | 危機管理課、関係各課 |
| 2 遺体安置所の選定 | 危機管理課、管財課、関係各課 |
| 3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成 | 市民課 |

1 民間事業者との協定締結

市は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。

そこで、市は、平常時から遺体安置所を確保・選定するよう努める。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、ごみ、し尿、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、避難所等においても、生活ごみ、し尿の処理需要が発生するほか、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、発生したごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図る必要がある。

市の「廃棄物の収集・処理体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-------------|---------------------|
| 1 ごみ処理体制の整備 | 生活衛生課、総合支所、広域市町村圏組合 |
| 2 し尿処理体制の整備 | 下水道課、清流園、生活衛生課、総合支所 |

1 ごみ処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の災害廃棄物発生量は、重量0.9(万吨)、容積0.6(万 m^3)と推定されている。

(2) 仮置場(一時集積場所)の確保

大規模災害で発生した大量の災害廃棄物及び生活ごみの焼却処分、最終処分を短期間で実施することは、困難な場合が想定される。

そのため、市は、災害廃棄物の発生量を見積もり、以下の点に留意して、仮置場候補地の選定に努める。

- 他の応急対策活動に支障がないこと。
- 環境衛生に支障がないこと。
- 搬入に便利なこと。
- 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) ごみ処理体制の整備

ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互支援体制の整備を図る。

(4) 広報体制の整備

災害発生時には、一般廃棄物や災害廃棄物等の分別や排出方法に対する住民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する市民への広報について検討しておく。

■廃棄物に係る広報内容の検討例

- 災害時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法
- 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法

2 し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレやマンホールトイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

市の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------------|------------------------|
| 1 防疫・保健衛生体制の確立 | 生活衛生課、総合支所、保健センター |
| 2 防疫薬品等の調達 | 生活衛生課、総合支所、保健センター、市立病院 |
| 3 感染症患者に対する医療提供体制の確立 | 市立病院、保健センター、関係各課 |

1 防疫・保健衛生体制の確立

市は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

2 防疫薬品等の調達

市は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者の把握に努める。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第7 住宅対策の体制整備

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

市の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------------|------------------------|
| 1 建設業者との協定締結 | 建築住宅課、社会福祉課、危機管理課、総合支所 |
| 2 応急仮設住宅の建設計画 | 建築住宅課、社会福祉課、総合支所 |
| 3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備 | 建築住宅課 |

1 建設業者との協定締結

市は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結に努める。

☞【資料6.11】『火災における応急仮設住宅建設についての協定書』参照

☞【資料6.12】『火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書』参照

2 応急仮設住宅の建設計画

(1) 応急仮設住宅の建設戸数

市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市の応急仮設住宅等需要数は、12棟と推定されている。

■ 応急仮設住宅の用地面積（関東平野北西縁断層帯地震の場合）

| 建設棟数（棟） | 1戸当たりの用地面積（㎡） | 用地面積（㎡） |
|---------|---------------|---------|
| 12 | 60 | 720 |

注) 1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》

◆ 「応急仮設住宅の面積」について

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必

要に応じて、私有地も含め)を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

■予定地の選定基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 飲料水が得やすい場所➤ 保健衛生上適当な場所➤ 交通の便を考慮した場所➤ 住居地域と隔離していない場所➤ 工事車両のアクセスしやすい場所➤ 既存生活利便施設が近い場所➤ 造成工事の必要性が低い場所 |
|--|

☞【資料3.10】『応急仮設住宅建設用地』参照

(3) 応急仮設住宅の設置及び供給

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

■設置及び供給計画

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 応急仮設住宅の着工時期➤ 応急仮設住宅の入居基準➤ 応急仮設住宅の管理➤ 要配慮者に対する配慮 |
|--|

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、市は、平常時から公営住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第8 文教に係る事前対策

市は、大規模災害時において、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

市の「文教に係る事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------|-------------------|
| 1 市の事前対策 | 教育総務課、学校教育課、教育研究所 |
| 2 学校の事前対策 | 学校長 |

1 市の事前対策

市は、所管する学校を指導及び支援し、大規模災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

2 学校の事前対策

校長は、学校の立地環境などを考慮のうえ、災害時における応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。

校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

- 市地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 園児、児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署（消防団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 避難訓練など、災害発生に対処する訓練を行う。

第9 災害時孤立集落対策計画

市内の山間地域において、土砂崩れ等による幹線道路が寸断された場合には、その集落全体が孤立する可能性が考えられる。市は、孤立する可能性が高い地域や、過去に孤立した経験のある地域等に対して、その地域の実態を把握し、救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性及び持続性を高めるための対策を推進する。

市の「災害時孤立集落対策計画」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------|------------------|
| 1 通信手段の確保 | 危機管理課、情報政策課、総合支所 |
| 2 救助体制の確立 | 危機管理課、関係各課、総合支所 |
| 3 孤立に強い地域づくり | 危機管理課、関係各課、総合支所 |

1 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

災害発生時には、土砂崩れ等によって通信ケーブルの断線や停電、ふくそう等によって、固定電話や携帯電話が使用不能となり、初動対応としての情報伝達・収集活動に大きな支障をきたすことが考えられる。そのため、市は対象地域に対して、無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 非常用電源の確保

通信機器のための非常用電源として、発動発電機等を活動拠点となる施設へ配備するなど、災害時における非常用電源の確保を図る。

(3) 調査及び訓練の実施

通信機器や非常用電源の使用について、平時からの防災訓練等を通じて、使用方法の確認を行うほか、災害発生時において円滑な運用が可能となるよう、適切な維持管理を行う。また、無線機や携帯電話等に関して通信可能エリアの調査等を実施し把握しておく。

2 救助体制の確立

市は、孤立集落発生時の適切な救助、避難、物資供給等に資するため、対象集落内にヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地域づくり

(1) 備蓄の整備及び拡充

対象地域においては、飲料水や食料等の生活物資に加え、非常用発動発電機、投光機、簡易トイレ等、1週間程度は自活できる体制を整備する必要がある。

そのため、公的な備蓄のほか個人や地域内での備蓄に努めるよう推進する。

また、けが人等が発生した場合において、救援部隊が到着するまでに相当な時間を要する可能性が考えられることから、最低限の応急救助対応がとれるための資機材や医薬品の備蓄に努める。また、要配慮者に配慮した物資や設備の整備に努める。

(2) 避難体制の強化

対象地域内の人口に応じた避難施設の確保に努めるほか、孤立を想定した防災訓練の実施や、危険箇所等について住民へ周知する。

第4節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

市の防災に係る「調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------|-----------------|
| 1 基礎的調査研究 | 危機管理課、総合支所 |
| 2 震災対策に関する調査研究 | 危機管理課、総合支所、関係各課 |

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

(1) 地震火災対策に関する調査研究

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

(2) 避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

(3) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

大規模地震時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要で

ある。

(4) 災害情報の伝達等に関する調査研究

大規模地震時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、住民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。

そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

第2章 被害防止対策の推進

第1節 災害に強いまちづくり

災害による市街地の被災を最小限に止めるため、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進するとともに、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

市の「災害に強いまちづくり」の基本的考え方は、次のとおりである。

- ▶ 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れ、都市防災計画の策定を推進する。
- ▶ 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- ▶ 震災等の広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等行政区を越えた地域連携型の対応を図る。
- ▶ 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- ▶ 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

市の「災害に強いまちづくり」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署等 |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 まちづくりにおける災害防止 | 都市計画課、地域政策課、危機管理課、道路管理課、道づくり課 |
| 2 建築物の耐震化 | 管財課、建築住宅課、関係各課 |
| 3 上水道施設の被害防止 | 秩父広域市町村圏組合水道局、関係各課 |
| 4 道路施設の被害防止 | 道路管理課、道路維持課、道づくり課、総合支所 |
| 5 電気、ガス、通信施設等の被害防止 | 関係事業者、危機管理課 |
| 6 文化財の被害防止 | 文化財保護課 |
| 7 ため池の被害防止 | 農業政策課 |

1 まちづくりにおける災害防止

(1) 自然空間の計画的保全

自然空間周辺の自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全・整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林や農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 避難地、避難路の確保・安全化

自然空間や都市公園等を利用し、広域避難地の確保・整備を図るとともに、広域避難地までの避難路として、十分な歩道幅員があり、街路樹、街路灯の整備、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化が図られた広幅員幹線道路、緑道等の整備を図る。

また、街区内においては、建物を共同化することなどにより、建物の耐震不燃化を図り、避難空間となるポケット広場の確保・整備や駐車場の緑化を図るとともに、避難路の安全化を図るために、狭隘道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消を図る。

(3) 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。

また、延焼遮断空間で囲まれた地区において、市街地開発事業等により、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

(4) 防火・準防火地域の指定促進

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を促進する。

また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を促進する。

(5) 地区防災拠点の整備

都市公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

(6) 居住状態の把握

実際の居住状況を把握することにより、より効果的な運用方法を構築する。

2 建築物の耐震化

(1) 公共建築物等

市が所有又は使用する公共建築物等については、秩父市公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、必要な建築物に対し、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市は、そのための助言、指導等の支援を行うものとする。

ア 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

- 木造及び組積造等の一般構造規定
- 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止
- 一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する。
- 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- 避難階段及び非常用進入口等の諸規定
- 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

イ 高層建築物等の防災対策

県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で次に掲げる建築物（高層建築物等）の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の届出を義務づけている。

また、県は防災計画の内容について必要な指導又は助言を行う。

- 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く）。
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く）。
- 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの。

ウ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

（ア）重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における次に掲げる耐震化対策を積極的に促すよう努める。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進するよう努める。

(エ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

エ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

(ア) 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行うよう努める。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、市は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

3 上水道施設の被害防止

(1) 上水道施設の状況

市内にある管理する水道施設は、浄水場 19 箇所（別所浄水場・橋立浄水場・影森浄水場・高篠浄水場・大谷日向浄水場・南浄水場・塚越浄水場・石間浄水場・半納浄水場・中郷浄水場・白岩浄水場・女形浄水場・谷津川浄水場・安谷川浄水場・大血川浄水場・栃本浄水場・落合浄水場・中津川浄水場・三峰浄水場）と飲料水供給施設 2 箇所（大指飲料水供給施設・中双里飲料水供給施設）、配水管等の埋設延長は 594.05km である。（平成 26 年度現在）

(2) 上水道施設の安全対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管

を耐震管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化計画を推進し、市はその支援をしていくものとする。

4 道路施設の被害防止

市は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋りょうの落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。

(1) 落石等による危険箇所対策

市は、管理道路の落石等による危険箇所の把握に努め、危険度が高い箇所から法面保護工事等を実施し、順次危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

昭和55年以前の耐震基準により建設された橋りょうのうち跨道、跨線橋や長大河川橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

(3) 防災関連森林管理道

林道のうち下記に該当するものを防災関連林道として位置づけ、重点的に整備する。

- 公道と公道を連結し、バイパス的機能をもつ林道
- 唯一の生活道となっている林道

5 電気、ガス、通信施設等の被害防止

市は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大規模地震時は、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大規模地震時は、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性があり、住民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を図る。

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、大規模地震時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。

また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を行

うとともに、他キャリアとも提携しライフライン喪失時にも利用できる通信サービスの構築を図る。

6 文化財の被害防止

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

（1）文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料8. 2】『国・県・市指定文化財建物一覧』参照

（2）文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、神社及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- ▶ 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- ▶ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

（3）防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

| 区分 | 内容 |
|------------------|--|
| 防火体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防火管理体制の整備 ▶ 火気への厳重警戒と火災発生時の迅速な対応 ▶ 自衛消防と訓練の実施 ▶ 火災発生時における措置の徹底 |
| 防火施設等の整備強化 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化 ▶ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化 ▶ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化 |
| 災害発生時の緊急的保護体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財所有・管理者との連絡網の整備 ▶ 関係機関との連絡網の整備 ▶ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり |
| その他の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ▶ 管理・保護のための指導助言・訓練 ▶ 関係者（所有者、管理者）の研修 |

7 ため池の被害防止

市は、ため池の現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び耐震構造に不安のあるもので決壊流失の際、下流に及ぼす被害が大きいと思われるため池については、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう、用水組合等の管理主体を指導する。

また、市及び県は、ため池などの農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

第2節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

市の「地震火災等の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------|------|
| 1 地震に伴う住宅からの出火防止 | 消防本部 |
| 2 危険物取扱施設の安全化 | 消防本部 |

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器、及び消火器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 危険物取扱施設の安全化

(1) 危険物取扱施設の安全化の推進指導

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、危険物取扱施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。

また、住民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。

危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責

任と事故防止の指導に努める。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物取扱施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え安全対策に努める。

| 危険物取扱施設 | 安全化の指導及び普及啓発 |
|------------|--|
| 消防法危険物取扱施設 | <p>過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。</p> <p>このため、消防本部はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。</p> |
| 火薬類施設 | <p>火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。</p> <p>このため、消防本部は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。</p> |

(2) 保安教育・訓練の実施

消防本部は、各事業主及び危険物取扱者に対して研修会等を行い、火災予防思想の普及を実施する。

また、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、訓練内容（初期消火、避難等）及び訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

(3) 自衛消防組織の設立及び指導

消防本部は、危険物施設を有する事業所に対して、自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動が行えるよう指導する。

また、地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

第3節 水害の予防

本市は荒川の源流域にあたり、主な市街地は荒川及びその支川である赤平川の浸食により形成された河岸段丘上に位置している。

そのため、市街地の標高は河道面よりも高く、荒川中・下流域で想定される堤防等の破堤・越流による水害（外水氾濫）のおそれはない。また、本市域には荒川水系河川の水位周知河川及び浸水想定区域は存在しない。

一方で、開発による都市化の進展に伴う雨水浸透機能の低下等により、近年の集中豪雨による内水氾濫が過去において発生している。本市では、水害の予防を内水氾濫の防止と位置づけ、過去において発生した浸水被害に基づき、あらかじめ危険箇所を周知するとともに、雨水流出対策など災害を予防するための対策について定める。

市の「水害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------|----------------------------------|
| 1 危険箇所の周知 | 危機管理課、関係各課、関係機関 |
| 2 雨水流出対策 | 建築住宅課、道路維持課、道づくり課、下水道課、関係各課、関係機関 |
| 3 雨水排水対策 | 道路維持課、下水道課、関係各課、関係機関 |

1 危険箇所の周知

市は、浸水被害の軽減を図るために、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される箇所や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、市ホームページにより住民に情報提供を行っている。過去に被害が発生した箇所については、被害発生時の気象状況、土地利用状況、住戸の立地状況等を整理することにより、同一箇所における浸水被害発生の危険性を把握しておく。

2 雨水流出対策

市は、雨水流出対策として公共施設等における雨水浸透ますの設置を推進するとともに、住宅地における対策として、市民に対し雨水浸透ます設置の周知に努める。

また、市道の改・補修工事時には可能な限り雨水流出対策を考慮した構造とする。

3 雨水排水対策

市は、管理する雨水排水路について、定期的に巡回点検を実施し、雨水排水機能の維持に努め、流下能力が低い排水路については改修を検討する。また、台風、集中豪雨が発生した後などは速やかに排水路の点検を実施し、障害物の除去に努める。

市は、窪地などの周辺よりも地盤が低い地域について、住戸の立地状況や土地利用等を勘察し、大雨時におけるポンプ排水等の雨水排水対策を検討しておく。

第4節 土砂災害の予防

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するとともに警戒避難体制を確立するなど災害を予防するための対策について定める。

市の「土砂災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-----------|------------------------|
| 1 山地災害の予防 | 森づくり課、総合支所、危機管理課、関係各課 |
| 2 土砂災害の予防 | 道路維持課、森づくり課、危機管理課、総合支所 |

1 山地災害の予防

治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより山地災害を防止するものであり、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

(1) 治山事業の基本方針

林野庁の指導により平成16年度に策定した治山事業実施方針に基づき、治山施策を総合的かつ有機的に推進する。

■ 治山事業の基本方針

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 災害に強い安全な地域づくり | 豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。 |
| 水源地域の機能強化 | 良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。 |
| 豊かな環境づくり | 安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。 |

(2) 治山事業の法的位置付け

治山事業は、保安施設事業及び地すべり防止工事に関する事業からなり、それぞれ「森林法」(昭和26年法律第249号)及び「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)の規定に基づき実施されている。

■ 治山事業（森林法第10条の15第4項第4号）

公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業（第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。）を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

（3）山地災害危険地区の予防対策

山地災害は、集中豪雨や台風による崩壊土砂の流出、地すべり、山腹崩壊等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業を実施している。また、県は、山地災害の発生する危険度が高い地区において、山地災害危険地区の調査・公表を行っており、それぞれ「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」及び「地すべり危険地区」が定められている。なお、山地災害危険地区は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として設定しているもので土地の利用に制限がかかるものではない。

☞【資料2. 1】『山腹崩壊危険地区一覧』参照

☞【資料2. 2】『崩壊土砂流出危険地区一覧』参照

☞【資料2. 3】『地すべり危険地区一覧』参照

ア 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図る。

イ 山地災害危険地区の情報提供及び住民の安全確保

市は、山地災害危険地区を市地域防災計画に明記するとともに、これら地区に関する資料を提供し地域に密着した情報の周知を図るとともに、気象情報や避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する。

2 土砂災害の予防

土砂災害の防止に係る法律は、次表に示すように土砂災害防止施設の設置など主にハード対策による砂防事業等を定めた「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地法」と、警戒避難体制の確立等のソフト対策について定めた「土砂災害防止法」がある。

| 区分 | 法律名 | 法律で指定する区域 | 関係する箇所等 |
|-------|-----------------------|--------------------------|------------------------|
| ハード対策 | 砂防法 | 砂防指定地 | 土石流危険渓流 |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | 地すべり危険箇所 |
| | 急傾斜地法 ^{※1} | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地崩壊危険箇所 |
| | 森林法 | 保安林 | 山地災害危険地区 |
| ソフト対策 | 土砂災害防止法 ^{※2} | ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害危険箇所 ^{※3} |

注1)「法律」欄に記載されている「急傾斜地法」及び「土砂災害防止法」の正式名称は、次のとおりである。

※1 急傾斜地法：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2 土砂災害防止法：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

注2)「法律で指定する区域」のうち、「砂防指定地」及び「地すべり防止区域」は国土交通大臣が指定し、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害（特別）警戒区域」は知事が指定する。

注3)「※3 土砂災害危険箇所」は、国土交通省の要請により県が調査・公表したもので法的な位置づけはないが、それぞれ「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」及び「急傾斜地崩壊危険箇所」が定められている。

(1) 土石流災害の予防

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、溪床勾配15度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいい、市内山間部に広く分布している。

ア 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地は、関係部局と協議のうえ「砂防法」第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は「砂防指定地指定基準」に基づき、砂防指定地として、これを指定することができる。

市内の土石流危険渓流は197 渓流ある。

■市内の土石流危険渓流

| 区分 | 内容 | 渓流数 |
|----------|--|--------|
| 土石流危険渓流Ⅰ | 人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流 | 86 渓流 |
| 土石流危険渓流Ⅱ | 人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流 | 99 渓流 |
| 土石流危険渓流Ⅲ | 人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流 | 12 渓流 |
| 合計 | | 197 渓流 |

☞【資料2.4】『土石流危険渓流一覧』参照

イ 土石流対策

(ア) 砂防事業の推進

市内には、土石流の発生するおそれの高い溪流や保全対象となる人家が多いため、公共施設等の存する溪流について、県へ砂防事業の実施を要望するとともに、県が行う砂防ダム・堰堤等の設置に対し、協力する。

また、大規模地震等により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。

(イ) 土石流危険溪流の周知

市は、市民に対し、土石流危険溪流に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(2) がけ崩れ災害の予防

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するための行為の制限を必要とする場合は市長の意見を聴いて「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

市内の急傾斜地崩壊危険箇所は618箇所ある。

■市内の急傾斜地崩壊危険箇所

| 区分 | 内容 | 自然/人口 | 箇所数 |
|-------------|--|-------|-------|
| 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ | 人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある箇所 | 自然斜面 | 199箇所 |
| | | 人工斜面 | 1箇所 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ | 人家が1～4戸ある箇所 | 自然斜面 | 209箇所 |
| | | 人工斜面 | 2箇所 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ | 人家が0戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所 | 自然斜面 | 206箇所 |
| | | 人工斜面 | 1箇所 |
| 合計 | | | 618箇所 |

☞【資料2.5】『急傾斜地崩壊危険箇所一覧』参照

☞【資料2.6】『急傾斜地崩壊危険区域指定一覧』参照

イ 急傾斜地崩壊防止対策

(ア) 対策事業の推進

市内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所があるが、法指定を受けていないものも多い。
市は、県に対し、区域の指定、対策工事の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

(イ) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

市は、市民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(3) 地すべり災害の予防

本市における地すべり危険箇所は23箇所あり、特に危険度の高い、あるいは重要な保全施設を有する箇所を地すべり防止区域に指定し、一定の行為を制限するとともに、抑止杭や集排水施設等の地すべり防止施設を整備している。

ア 地すべり対策事業への協力

知事は、地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。

国土交通大臣及び農林水産大臣は、「地すべり防止区域指定基準」に基づき、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

市は、市内の地すべり危険箇所において、県に対し地すべり調査を要請するとともに、地すべり防止区域の指定基準を満たす場合は、区域の指定、地すべり対策事業の実施を要請するとともに、実施に対し協力する。

☞【資料2. 3】『地すべり危険地区一覧』参照

☞【資料2. 7】『地すべり防止区域一覧』参照

☞【資料2. 8】『地すべり危険箇所一覧』参照

イ 地すべり危険箇所等の周知

市は、市民に対し、地すべり危険箇所等に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

(4) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等における対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定

県は土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにしている。

そのため、市は、県が行う土砂災害警戒区域等の指定が早期完了するよう要請するとともに協力する。

☞【資料2. 9】『土砂災害警戒区域等一覧』参照

(イ) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域が指定された場合、次の事項に留意し、指定区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

■警戒避難体制の整備に際しての配慮事項

- 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法を定めておく。
- 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

(ウ) 要配慮者への配慮

市は、土砂災害警戒区域内に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する避難情報等の伝達方法を定めておくものとする。

また、土砂災害警戒区域内の避難行動要支援者については、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者避難支援プランを整備し、避難行動要支援者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握しておくものとする。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

市域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をさす。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。

災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

イ 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成している。

ウ 土砂災害警戒情報の活用

熊谷地方気象台及び埼玉県県土整備部河川砂防課は、大雨による土砂災害発生危険性が高まったとき、市が避難情報等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改訂、内閣府）においては、「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。」とされている。

エ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害の危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。

特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

なお、市は、地区別に土砂災害警戒区域等を図示した「秩父市防災地図～災害ハザードマップ～」を作成し公表している。

オ 危険箇所等の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握・観察する。また、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と連携し、危険箇所のパトロールを随時行う。

カ 土砂災害の危険区域等の周知

市は県と連携し、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害ハザードマップを用いた説明会の開催、さらには県による現場への標識の設置等の方法により、地区住民に対し、土砂災害の危険区域等の位置及び予想される災害について周知する。

☞【資料2.10】『土砂災害の前兆現象』参照

第5節 雪害の予防・事前対策

県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、なかでも市では、15日に98cmと観測史上最大の積雪となり、大きな被害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられる。

そのため、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図ることが求められる。

市の「雪害の予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署等 |
|----------------------|--|
| 1 関係機関の連携強化 | 各課 |
| 2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄 | 危機管理課、関係各課 |
| 3 情報通信体制の充実強化 | 危機管理課、秘書課、広報広聴課、総合支所 |
| 4 孤立予防対策 | 危機管理課、関係各課 |
| 5 ライフラインの確保 | 地域整備部、総合支所、危機管理課、秩父広域市町村圏組合水道局、関係各課、消防本部、関係事業者 |
| 6 一般廃棄物の適正処理 | 生活衛生課、清流園、秩父広域市町村圏組合 |
| 7 要配慮者の安全確保 | 福祉部、観光課、保健医療部 |
| 8 学校施設の保全 | 教育委員会 |
| 9 農林畜産業・商工業者への支援 | 産業観光部、環境部 |
| 10 市民による共助体制の構築 | 危機管理課、関係各課 |
| 11 災害ボランティア制度の構築 | 社会福祉課、契約課、教育研究所 |
| 12 その他 | 各課 |

1 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県や近隣自治体、広域市町村圏組合(消防本部を含む)など関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

2 食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄

市は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民に食料・飲料水・燃料・生活必需品の備蓄の奨励を行う。

また、秩父市備蓄計画に基づく備蓄を進めるとともに、救援物資の提供に関する協定を締結するなど、企業等との協力体制の確立を図る。老人等の施設については、規定よりゆとりを持った備蓄を行うよう指導する。

3 情報通信体制の充実強化

市は、降雪・積雪に係る観測情報や今後の降雪の予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(1) 気象情報等の収集

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、大雪警報が発表された場合は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、昼夜を問わず速やかに防災行政無線放送やちちぶ安心・安全メールなどで、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、あらかじめ市民への周知に努める。

また、大雪特別警報が発表された場合は、昼夜を問わずに行う。

4 孤立予防対策

市は、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

また、積雪・なだれ等により、交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保・食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

市は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、過去の大雪での孤立履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（町会長や消防団員等）等の把握を行うものとする。

(3) 救援実施に必要な体制整備

孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。また、気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

5 ライフラインの確保

(1) 道路交通の確保

市は、道路交通を確保するため、秩父地域振興センター、秩父県土整備事務所、秩父農林振興センター、秩父保健所、秩父福祉事務所、秩父警察署、小鹿野警察署及び秩父消防本部と連携し除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

ア 幹線市道除雪の計画策定

市は、関係機関と協議し、以下の項目について計画を定めることとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 除雪作業出動基準▶ 除雪対象路線▶ 除雪体制の整備▶ 土木建設業者・市指定給水装置工事事業者等との連携 |
|--|

イ 幹線市道除雪の優先順位

市は、効率的に除雪を行うため、関係機関と協議し、優先順位を定めることとする。

ウ 市の除雪体制

必要に応じ、除雪対策本部を地域整備部に、現地対策本部を吉田・大滝・荒川総合支所内に設置する。

除雪対策本部及び現地対策本部は、必要な場合には土木建設業者及び市指定給水装置工事事業者等へ市道の除雪を要請し、あらかじめ定めた市道の除雪にあたらせるものとする。

市は、歩道等の安全及び交通確保のため、必要に応じて職員を動員する。

エ 除雪作業の出動基準

市は、除雪作業を実施するにあたり、次の基準で行う。

| 体制区分 | 出動基準 |
|------|-----------------------|
| 準備体制 | 降雪予報 ～ 積雪量 10cm 未満 |
| 一次体制 | 積雪量 10cm 以上 ～ 20cm 未満 |
| 二次体制 | 積雪量 20cm 以上 ～ 60cm 未満 |
| 三次体制 | 積雪量 60cm 以上 |

オ 雪置き場

市は、効率的に雪置き場を確保するため、関係機関と協議し、以下の項目について計画を定めることとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 雪置き場の指定▶ 開設基準▶ 管理体制 |
|---|

カ 凍結等危険箇所の把握

市は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め道路交通の安全を期する。

(2) 公共交通の確保

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、バス会社に関しては、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のためのバスの運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

(3) 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

(4) 水道施設機能の確保

水道施設の機能を確保するために、以下のとおり対策を講ずるものとする。

ア 主要施設に関する除雪対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、効率的に除雪を行うため、除雪体制を整備するよう努める。

イ 主要施設の機能停止対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、停電や雪崩等による水道施設の機能停止対策として、水道施設の運転状況を監視し、警報を受信した場合の適切な復旧体制を確保するよう努める。

ウ 断水地域への応急給水活動

秩父広域市町村圏組合水道局は、断水のおそれがある又は断水が発生した場合の適切な復旧体制を確保するため、関係機関と協議し、応急給水に関する資材と人材の確保及び応急給水対応の整備に努める。

エ 水道業務体制の確保

秩父広域市町村圏組合水道局は、関係機関と協議し、休止、開栓、郵便発送等の水道業務について、降雪状況により遅延が発生した場合の適切な業務体制を確保するよう努める。

オ 緊急漏水の復旧対策

秩父広域市町村圏組合水道局は、指定給水装置工事事業者と協議し、緊急漏水が発生した場合、適切な復旧体制を確保するよう努める。

6 一般廃棄物の適正処理

大雪により通常のごみ収集及び処理場への持込みやし尿収集ができなくなる場合を想定し、秩父広域市町村圏組合、し尿収集運搬委託業者との連絡体制を確立しておく。

■ごみ収集業務

| 区分 | 内容 |
|---------------|--|
| 組織内の情報管理 | 秩父広域市町村圏組合、生活衛生課の間で、情報共有できる体制を整備するとともに、役割分担について平時から確認しておく。 |
| 臨時集積所・仮置き場の確認 | ごみ収集車が通行できない状況を想定し、ごみの臨時集積所や仮置場となりうる場所を平時から把握しておく。 |

■し尿収集業務

| 区分 | 内容 |
|-------------|---|
| 組織内の情報管理 | 清流園、生活衛生課及び委託業者の間で、情報共有できる体制を整備するとともに、役割分担について平時から確認しておく。 |
| 清流園の除雪体制の整備 | 清流園敷地内の除雪については、事前に業者と申し合わせて、し尿収集運搬車両の進入に支障のないようにする。 |

7 要配慮者の安全確保

要配慮者（高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者など）が災害発生時に被害を受けることが多くなっている。

このため、以下のとおり要配慮者の防災対策を推進していくものとする。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、避難行動要支援者避難支援プランを作成し、情報伝達及び避難誘導方法を定めるものとする。

(2) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(3) 降雪時要配慮者の安否確認と支援

降雪時における要配慮者の安否確認と個別支援を確保するため、市、秩父福祉事務所、秩父保健所は、秩父郡市医師会、町会及び民生委員・児童委員等と連携を図り、食糧・水・燃料等の備蓄、停電に係る対応等必要な支援体制を確保するとともに、協力施設への一時受け入れ等について協定等の締結による対応の強化を図る。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

| 区分 | 内容 |
|-----------------|---|
| 高齢者及び乳幼児 | 日常から介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者 |
| 傷病者及び障がい者 | 傷病や障害により介護及び保護が必要な者で、災害時の援護が必要な者 |
| 旅行者 | 地理が不案内で、災害時の援護が必要な者 |
| 外国人 | 地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者 |
| 医療機器依存度の高い在宅療養者 | 在宅人工呼吸器装着者、在宅酸素療法患者、人工血液透析患者、腹膜透析患者など、在宅療養者で医療機器依存度の高い者 |

8 学校施設の保全

学校施設は児童・生徒の教育の場であると同時に、災害時には住民の避難施設にもなることから、降雪に伴う荷重性能等の確保に努める。

- ▶ 降雪に対する施設の脆弱箇所の随時改修
- ▶ 落雪事故等の防止のための危険箇所の確認・表示

9 農林畜産業・商工業者への支援

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県や農林業関係団体等と連携を密にし、施設の耐雪化及び農林畜産物に対する必要な応急対策技術の指導並びに普及を行う。

また、的確な情報収集及び伝達を行うための体制の構築を図る。さらに、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、調査マニュアルを作成する。

商工業者に対しても、被害が発生した場合における被害状況調査を円滑に実施するため、商工団体、商店街、企業組合等商工業者からの情報収集・情報提供体制の構築を図る。

10 市民による共助体制の構築

市は、幹線以外の生活道路・通学路等の除雪については、あらかじめ町会、自主防災組織等の団体を通じ、共助による除雪体制づくりを啓発する。

11 災害ボランティア制度の構築

市は、除雪困難世帯を支援するとともに、児童生徒が通学路として利用する歩道などの除雪について、秩父市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティア制度を構築する。

- ▶ 秩父市社会福祉協議会ボランティアセンターの活用
- ▶ 災害ボランティア募集にかかる周知方法の確立

12 その他

市は、大雪対策についても一般災害時における災害予防計画に準じて整備を図っておくものとする。

第6節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

市の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|------------------------|-----------------|
| 1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及 | 危機管理課、教育委員会 |
| 2 竜巻注意情報等気象情報の普及 | 危機管理課、秘書課、広報広聴課 |
| 3 被害予防対策 | 危機管理課、関係各課 |
| 4 竜巻等突風対処体制の確立 | 危機管理課、関係各課 |
| 5 情報収集・伝達体制の整備 | 危機管理課 |
| 6 適切な対処方法の普及 | 危機管理課 |

1 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

《参考》

◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストも含む）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風を含む）
- その他（現象が特定できない突風）

☞【資料8. 3】『突風の種類』参照

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

3 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- 低コスト耐気候性ハウス等の導入などの農作物における耐風対策（市）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- 屋内における退避場所の確保（市民等）
- 竜巻等の突風による脱線事故の防止対策の推進（鉄道事業者）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生し、又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（1）住民への伝達体制

防災行政無線、市ホームページ、ちちぶ安心・安全メールなど住民への多様な伝達体制を整備する。

（2）目撃情報の活用

県及び防災関係機関から、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

第3章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、自主防災思想のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行うものとする。

市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------------|----------------------|
| 1 市民向けの普及・啓発 | 危機管理課、生涯学習課、公民館、関係各課 |
| 2 学校における防災教育 | 教育委員会 |
| 3 保育所における防災教育 | 保育こども課 |
| 4 事業所等における防災教育 | 消防本部、関係各課 |
| 5 防災上重要な施設における防災教育 | 消防本部、関係各課 |

1 市民向けの普及・啓発

市は、防災とボランティア週間（1/15～1/21）、火災予防運動週間、国民安全の日（7/1）、防災の日（9/1）、救急の日（9/9）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会（防災ビデオ等の使用も含む）を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する支援や、男女共同参画に対する考えから、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した防災教育に努める。

また、公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の学年に即した指導を行う。

そのため、教育委員会は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

（1）学校行事としての防災教育

児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害・土砂災害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験

学習を実施する。また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震発生の仕組みや火災、台風や集中豪雨による土砂災害被害等について学習する。また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒のメンタルケア及び災害時に特に留意する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

3 保育所における防災教育

市は、保育士を通じて園児に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行うとともに、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に生かせるよう努める。また、保育士に対しては、災害発生時の園児の安全確保、動員及び災害対策本部、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておくとともに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の醸成に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は以下に示すとおりである。

■防災訓練の実施目標

- 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------------|-----------------|
| 1 総合防災訓練 | 危機管理課、各課、消防本部 |
| 2 市及び防災関係機関が実施する訓練 | 危機管理課、関係各課、消防本部 |
| 3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練 | 危機管理課、関係各課、消防本部 |
| 4 その他の訓練 | 危機管理課、関係各課、消防本部 |
| 5 訓練の検証 | 危機管理課、関係各課、消防本部 |

1 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

(1) 実施時期及び場所

原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

総合防災訓練は、市の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

■訓練の種類

- 市が、災害の初期に活動する訓練
- 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- 他の市町村等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- 緊急地震速報を取り入れた訓練

(4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、新たな防災に関する情報及び対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

■市が主とする内容

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ➤ 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練） | ➤ 避難誘導訓練 |
| ➤ 災害情報の伝達収集、広報訓練 | ➤ 避難所、救護所運営訓練 |
| ➤ 災害現地調査訓練 | ➤ 水防訓練 |
| ➤ 道路応急復旧訓練 | |
| ➤ 自主防災組織、自衛消防隊等の活動支援訓練等 | |

■防災関係機関が主とする内容

- | | |
|----------|------------------------------|
| ➤ 消火訓練 | ➤ 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練 |
| ➤ 救出救助訓練 | ➤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 |
| ➤ 救急救護訓練 | ➤ 救援物資輸送訓練 |
| ➤ 災害医療訓練 | ➤ 交通対策訓練等 |
| ➤ 給水訓練 | |

■自主防災組織・自衛消防隊及び市民が主とする内容

- | | | |
|----------|----------------|----------|
| ➤ 初期消火訓練 | ➤ 要配慮者等の安全確保訓練 | ➤ 巡回点検訓練 |
| ➤ 応急救護訓練 | ➤ 避難訓練 | |
| ➤ 炊き出し訓練 | ➤ 避難誘導訓練等 | |

2 市及び防災関係機関が実施する訓練

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

(1) 災害情報収集伝達訓練

市は、職員の誰もが正しく防災行政無線（特に移動系）を利用できるよう、情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

■訓練の種類

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ➤ 災害情報収集伝達訓練 | ➤ 通信連絡訓練 | ➤ 非常通信訓練 |
|--------------|----------|----------|

■実施の方法

- | |
|-------------------------------------|
| ➤ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る |
| ➤ 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する |
| ➤ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する |

(2) 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、消防計画により実施する。

なお、消防本部は、必要に応じて、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告、指導及び助言を得る。

■訓練の種類

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ➤ 基礎訓練 | ➤ 火災防御訓練 | ➤ 救助救急訓練 |
| ➤ 総合防災訓練 | ➤ 水災防御訓練 | |

(3) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。市は、避難指示や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て実施する。

なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■避難訓練の区分及びその内容

| 区分 | 内容 |
|--------------|---|
| 市が実施するもの | 災害時における避難の指示及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。 |
| 防火管理者が実施するもの | 学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。 |
| 児童、生徒の避難訓練等 | 学校等の施設管理者は、児童及び生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。 |
| 避難行動要支援者等の訓練 | 住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報提供などの必要な支援を行う。 |

(4) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童及び生徒、園児、入院患者、入所者等の安全確保を図るため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的実施する。

なお、市の関係部署及び及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

- 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外）
- 臨時休業の基準に関する事項
- 避難場所、避難誘導方法に関する事項
- 防災訓練の実施に関する事項
- 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項
- 市内の関係施設との相互応援に関する事項

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

■事業所及び自主防災組織の訓練内容

| 区分 | 内容 |
|------------|--|
| 事業所における訓練 | 学校、病院、興業場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。 |
| 自主防災組織等の訓練 | 市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。 |

《参考》

◆「災害図上訓練（DIG）」について

DIGとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。

◆「避難所開設・運営訓練（HUG）」について

HUGとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

4 その他の訓練

市は、上記訓練のほか、県の協力を得て、業務継続計画図上訓練及び徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

■訓練の検証

| 区分 | 内容 |
|-----------|---|
| 評価及び検証の方法 | <ul style="list-style-type: none">➤ 訓練後の意見交換会➤ 職員に対するアンケート調査➤ 訓練の打合わせでの検討 |
| 検証の効果 | <ul style="list-style-type: none">➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。➤ 市の防災訓練に対する助言や参考資料とする。➤ 次期の訓練計画に反映する。 |

第3節 災害時の要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者（高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害対応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人、旅行者など）及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

市の「在宅の要配慮者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|----------------------|----------------|
| 1 防災知識の普及・啓発 | 危機管理課、福祉部、消防本部 |
| 2 防災訓練の実施 | 危機管理課、福祉部、消防本部 |
| 3 要配慮者の家庭内対策の支援 | 福祉部、関係各課 |
| 4 防災カード等の作成・配布 | 福祉部、危機管理課、消防本部 |
| 5 避難行動要支援者名簿の作成 | 福祉部、関係各課 |
| 6 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 | 福祉部、危機管理課、関係各課 |
| 7 避難誘導體制の整備 | 福祉部、危機管理課、関係各課 |
| 8 社会福祉施設との連携 | 福祉部、関係各課 |
| 9 見守りネットワーク等の活用 | 福祉部 |
| 10 相談体制の確立 | 福祉部、関係各課 |

1 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。そのため、市は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

2 防災訓練の実施

市は、要配慮者の防災能力を向上させるため、防災訓練の実施にあたり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

3 要配慮者の家庭内対策の支援

市は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

4 防災カード等の作成・配布

在宅の要配慮者が災害時に的確な支援を受けるためには、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記した防災カード等を作成し、周囲の人たちに伝えるための準備をしておくことが有効である。そのため、市は、在宅の要配慮者に対して防災カード等の普及を図る。

5 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、生活の基盤が自宅にある者とし、次のとおりとする。

■市が定める避難行動要支援者の範囲

- 身体障害者手帳1級又は2級を所持する児（者）
（ただし、障害の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限る。）
- 療育手帳④又はAを所持する児（者）
- 精神保健福祉手帳1級を所持する児（者）
- 要介護認定3～5を受けている者
- 前各号に掲げる児（者）に準ずる状態にある難病患者
- その他避難支援等を希望し、市長が支援の必要を認めた者

(2) 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民登録基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿、精神保健福祉手帳交付台帳

(3) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

■名簿の記載事項

- 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事由

(4) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係各課で把握している情報によるほか、例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報は、必要に応じて県やその他の関係機関に対して情報提供を求める。

(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、原則、書面による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、個人情報取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、

避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理を徹底する。また、災害の規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う（原則、年1回）。

(7) 名簿情報の利用及び提供

避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を復元できないよう処分させる。

6 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

市は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

7 避難誘導體制の整備

市は、災害の発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

8 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日頃から社会福祉施設等との連携を図るように努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図っていく。

9 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

10 相談体制の確立

市は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日頃から相談体制の整備に努める。また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を推進する。

市の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署等 |
|-----------|-----------------------|
| 1 防災計画の策定 | 施設管理者、消防本部、危機管理課、関係各課 |
| 2 防災教育の実施 | 施設管理者 |
| 3 防災訓練の実施 | 施設管理者、福祉部、消防本部 |
| 4 地域との連携 | 施設管理者、危機管理課、関係各課 |

1 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が損壊した場合でも、市内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓な

どの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備を設置及び管理する。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ➤ 飲料水 | ➤ 照明器具 |
| ➤ 非常用食料（老人食等の特別食を含む） | ➤ 非常用電源（燃料含む） |
| ➤ 常備薬 | ➤ 移送用具（担架、ストレッチャー等） |
| ➤ 介護用品（おむつ、尿取りパット等） | |

2 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民、自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

また、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練の実施にも努める。

4 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に埼玉県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第3 外国人の安全対策

わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、災害が発生した場合、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

市の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-------------------|---------------------------|
| 1 外国人の所在把握 | 市民課 |
| 2 防災知識の普及・啓発 | 危機管理課、観光課、秘書課、広報広聴課、市民生活課 |
| 3 防災訓練の実施 | 危機管理課 |
| 4 誘導標識、避難所案内板等の設置 | 危機管理課、関係各課 |

1 外国人の所在把握

平成24年7月9日、外国人住民への行政サービスなどの利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、外国人住民に対して住民票が作成され、平成25年7月8日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）及び住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されることになった。

市は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から市内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

2 防災知識の普及・啓発

日本語に不慣れな外国人に対して、英語など他の言語の防災啓発パンフレットを作成・配布することにより災害対応力の向上を図る。

また、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、広報誌やガイドブック、インターネット通信等の媒体を利用した外国語による情報提供に努める。

3 防災訓練の実施

市は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

4 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一についても配慮する。

第4節 自主防災組織等の整備

第1 自主防災組織の整備

市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

そのため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し推進することが必要である。

市の「自主防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|---------------------|------------|
| 1 自主防災組織の育成・強化 | 危機管理課 |
| 2 自主防災組織の活動支援 | 危機管理課 |
| 3 自主防災組織への訓練実施の支援 | 危機管理課 |
| 4 自主防災組織リーダー養成研修の実施 | 危機管理課、消防本部 |

1 自主防災組織の育成・強化

市は、地域住民による防災活動が効果的に実施されるように、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の高揚を図るなど、防災体制の整備に努める。

このことにより、災害に対し自分たちができることは自分たちで行い、援助、救援が必要などきは、迅速な判断ができる体制を市と市民が連携し構築する。

2 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。

また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定に努める。

3 自主防災組織への訓練実施の支援

市は、防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

4 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。そこで、市は、県及び消防本部と連携してリーダー育成のための教育カリキュラムを作成し、リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、市内に立地する事業所等の組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、市内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

市の「事業所等の防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|--------------------------|-----------------|
| 1 施設内の防災組織の育成 | 消防本部、関係各課 |
| 2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成 | 消防本部、危機管理課、関係各課 |
| 3 事業所内の防災組織の育成 | 消防本部、危機管理課、関係各課 |
| 4 関係機関への協力体制の確立 | 危機管理課、関係各課 |

1 施設内の防災組織の育成

市及び消防本部は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

消防本部は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には地域住民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。

したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

3 事業所内の防災組織の育成

消防本部は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

4 関係機関への協力体制の確立

市は、各種災害対策関係組織における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織や民間協力機構の充実を図る。

このため、特に次に掲げる関係機関の協力体制の確立に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民生委員・児童委員、日赤奉仕団及び町会・区 ➤ 農林商工関係団体 ➤ P T A、女性団体及びその他の市民団体 ➤ その他の公共的団体 |
|--|

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるようボランティアの活動環境の整備に努める。

市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 担当部署 |
|-------------------------|------------------------------|
| 1 ボランティア組織・団体に関する情報の把握 | 危機管理課、社会福祉課、 建築住宅課、関係各課 |
| 2 専門職ボランティアの組織化 | 社会福祉課、地域医療対策課、 建築住宅課、関係各課 |
| 3 災害時におけるボランティアの活動環境の整備 | 社会福祉課、危機管理課 社会福祉協議会 |
| 4 ボランティアコーディネーターの養成 | 社会福祉課 |

1 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくよう努める。

2 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するよう努める。

3 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

4 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。